

仕様書等に関する質問及び回答

委託番号	210	件名	岡崎地区地域バス実証運行業務
------	-----	----	----------------

担当（回答）課	都市建設局都市計画部交通政策課
---------	-----------------

No.	質問事項	回答事項
1	和歌山市周辺には一般旅客自動車運送事業者（道路運送法第4条に基づき国土交通大臣から許可を受けた事業者）が複数存在しますが、道路運送法第21条の規定に基づき運行を行うのはなぜですか。 仕様書該当箇所 ・3 業務内容 （1）地域バスの運行 ウ 運行形態 道路運送法第21条の規定によるものとし、路線定期運行とする。	本業務は、地域バスの本格運行ではなく、地域の利用状況やニーズ、安全面等の検証を行うための実証運行です。 このため、道路運送法第21条に基づく運行とすることで、実証運行を迅速かつ効果的に行うことができ、より多くの事業者が参入しやすくなるため、この運行形態としています。
2	計画されているルートは、概ね中型路線バス車両で運行可能と思われますが、「旧井辺バス停」等については、小型車両でなければ運行が困難と思われます。一方で利用者の利便性を考えた場合、小型車両に限定する位置に停留所を設定する必要性については、検討の余地が残ると考えます。 つきましては、運行ルート上において、停留所位置の見直しは可能でしょうか。 仕様書該当箇所 ・岡崎地区地域バス実証運行計画	停留所の位置については、地域住民と何度も協議を重ね、利用者の安全面や利便性等を考慮した上で決定しているため、停留所の位置の変更はできません。
3	上記2の停留所移設が不可能と回答された場合でも、費用対効果等を検討していたくために、弊社の提案内容で応札することは可能でしょうか。	仕様書の記載事項から逸脱した内容を前提とした応札は不可とします。
4	東部コミュニティセンターの施設（トイレ等）は、休館日でも利用可能でしょうか。	東部コミュニティセンターの休館日については、隣接する東部サービスセンターの施設を利用可能です。